

上場株式等に係る配当所得等に関する住民税 の税額再算定について

1. 概要

平成29年度までの特別区民税・都民税（以下「住民税」という。）について、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）に係る賦課を再算定することとした。

2. 原因及び経過

住民税の税額は、原則、確定申告書が提出されれば、確定申告書の内容に基づき算定される。平成15年に地方税法関係規定が創設され、住民税の納税通知書送達後に上場株式等に係る配当所得等に関し確定申告書が提出された場合、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされた。一方で、その趣旨や解釈が徹底されないまま、「住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、確定申告書の内容に従って、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入する」という税額算定方法により賦課していた。

3. 該当者

現在調査中であるが、80名程度となる見込み。

※ 地方税法の規定により、住民税の税額を変更する場合、税額の増額は3年分、減額は5年分が対象となる。

4. 今後の対応と周知

該当者の調査および住民税の税額再算定を行い、該当者に対し、今回の経緯を記載した書面を送付するとともに、税額変更通知書及び追徴・還付手続きに関するお知らせを送付する。

区ホームページに「上場株式等に係る配当所得等に関する特別区民税・都民税の税額再算定について」を掲載し周知する。

5. 再発防止

税制改正に伴う法令等の解釈や処理方針の作成に当たり、総務省や東京都への照会等により事務処理に遺漏のないよう万全を期する。